

R2プラン策定時	R5プラン中間見直し時	重点的取組 (R3~R8)	左記重点以外の具体的な施策	第5次障害者基本計画 (R5~R9)	国基本指針 (R9~R11)	左記指針で追加された箇所	見直しのポイント 【社会保障審議会障害者部会 (第153回) 資料1-1 P8-9引用】	R8プラン策定時			
<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会づくり委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会づくり委員会 	共生社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別の解消と障害者理解の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止の取組強化 ・意思決定支援の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者等に対する虐待の防止等 	<ul style="list-style-type: none"> ○きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域共生社会の在り方検討会中間とりまとめ」を踏まえ、地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会づくり委員会 			
<ul style="list-style-type: none"> ・淡海ユニバーサルデザイン行動指針の改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・淡海ユニバーサルデザイン行動指針の改定 		<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護、意思決定支援の推進 				<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な生活環境の整備 		<ul style="list-style-type: none"> ○きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話施策推進法を踏まえ、意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備 ・若年層を含む幅広い年齢層の支援者の養成及び指導者養成の研修受講の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・県社会福祉審議会
<ul style="list-style-type: none"> ●【小委員会】意思疎通支援の充実等 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討専門部会 		<ul style="list-style-type: none"> ・交通におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化 				<ul style="list-style-type: none"> ・情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 				
<ul style="list-style-type: none"> ・県自立支援協（相談支援ネットワーク部会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県自立支援協（相談支援ネットワーク部会） 	ともに暮らす	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における住まいの場の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立した生活の支援・意思決定支援の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤Ⅲ 地域生活支援の充実 ○住宅セーフティネット制度との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害等への予防的観点や中核的人材の養成 ・入所施設における個室の個室化等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の支援体制を確保する重要性 ・施設整備に対する重点化を図るため、計画を作成する必要性 ・居住に関する障害福祉サービスの提供が、住宅セーフティネット法と調和がとれたものとし、住宅担当部局や居住支援協議会等と連携を図ること 	<ul style="list-style-type: none"> ・県自立支援協（相談支援ネットワーク部会） ・県居住支援協議会 			
<ul style="list-style-type: none"> ●【小委員会】重症心身障害児者（医療的ケア児者含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児・者に関する協議会 		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設や精神科病院からの地域移行の促進 				<ul style="list-style-type: none"> ①Ⅰ 福祉施設の入所者の地域生活への移行 		<ul style="list-style-type: none"> ・ピアサポートの提供体制の確保 ・市町への対応困難事例（強度行動障害等）への発達障害者支援センター等の助言 ・発達障害の診断待機解消に向けた取組 ・自立支援協会に障害当事者が参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行する者の見込み数等を十分把握することで必要なサービス量を見込む 	<ul style="list-style-type: none"> ●【小委員会】強度行動障害 ・県発達障害者支援地域協議会 ・高次脳機能障害連絡推進会議 ●【小委員会】高齢障害 ・ひきこもり支援のチーム会議 ・精神保健福祉審議会
<ul style="list-style-type: none"> ・県発達障害者支援地域協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・県発達障害者支援地域協議会 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活を支える相談支援体制の充実 				<ul style="list-style-type: none"> ⑥Ⅷ 相談支援体制の充実・強化等 		<ul style="list-style-type: none"> ・予防的な観点 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供体制の整備、専門人材の確保・育成 	
<ul style="list-style-type: none"> ●【小委員会】高次脳機能障害 	<ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障害連絡推進会議 		<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児者および医療的ケア児者への支援の充実 				<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 地域生活支援の充実 Ⅴ 発達障害者等に対する支援 		<ul style="list-style-type: none"> ・気づきから診断に至るまでの待機期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障害者に対する支援 	
<ul style="list-style-type: none"> ●【小委員会】高齢障害 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援のチーム会議 		<ul style="list-style-type: none"> ・行動障害のある人への支援の充実 				<ul style="list-style-type: none"> ②Ⅱ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 		<ul style="list-style-type: none"> ・市町における相談及び援助の体制整備やそれに対する県における体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法の改正を踏まえ、各自治体の防災部局や職能団体等と連携を図ること ・「第1次国土強靱化実施中期計画」も踏まえ、施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性 	
<ul style="list-style-type: none"> ・県発達障害者支援地域協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・県発達障害者支援地域協議会 		<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害のある人への支援の充実 				<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における障害福祉サービス提供の確保 		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における障害福祉サービス提供の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●【小委員会】災害時対応・防災 	
<ul style="list-style-type: none"> ●【小委員会】ひきこもり支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援のチーム会議 		<ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障害のある人への支援の充実 				<ul style="list-style-type: none"> ②Ⅱ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 		<ul style="list-style-type: none"> ・市町における相談及び援助の体制整備やそれに対する県における体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法の改正を踏まえ、各自治体の防災部局や職能団体等と連携を図ること ・「第1次国土強靱化実施中期計画」も踏まえ、施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性 	
<ul style="list-style-type: none"> ・県精神保健福祉審議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉審議会 		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢障害者への支援の充実 				<ul style="list-style-type: none"> ②Ⅱ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 		<ul style="list-style-type: none"> ・市町における相談及び援助の体制整備やそれに対する県における体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法の改正を踏まえ、各自治体の防災部局や職能団体等と連携を図ること ・「第1次国土強靱化実施中期計画」も踏まえ、施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・障害の状況に応じた専門的な医療の提供と障害の特性に配慮された診療体制の充実 				<ul style="list-style-type: none"> ②Ⅱ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 		<ul style="list-style-type: none"> ・市町における相談及び援助の体制整備やそれに対する県における体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法の改正を踏まえ、各自治体の防災部局や職能団体等と連携を図ること ・「第1次国土強靱化実施中期計画」も踏まえ、施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・防犯体制の充実 				<ul style="list-style-type: none"> ・防災・防犯等の推進 		<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における障害福祉サービス提供の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における障害福祉サービス提供の確保 	

R2プラン策定時	R5プラン中間見直し時	重点的取組 (R3~R8)	左記重点以外の 具体的な施策	第5次障害者基本計画 (R5~R9)	国基本指針 (R9~R11)	左記指針で追加された箇所	見直しのポイント 【社会保障審議会障害者部会 (第153回) 資料1-1 P8-9引用】	R8プラン策定時	
●【小委員会】人材育成・確保			サービス提供に関わる従事者への研修を通じた実践者の育成 滋賀県介護・福祉人材センター等による人材の確保、育成、定着の一体的な推進	自立した生活の支援・意思決定支援の推進【再掲】	⑦IX 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上	・障害当事者が研修に関わること ・協議会とワンストップ窓口の連携	・介護テクノロジーの導入促進などの取組による間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進	●【小委員会】人材育成・確保 ●【小委員会】ロボット・ICT	
				サービスの質の確保と向上に向けた取組	⑧X 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ○人口減少地域におけるサービスの維持・確保	・不適切な事業運営を行う事業所をなくしていくことの重要性	・人口減少地域におけるサービスの維持・確保 (2040年に向けたサービス体制の在り方、グループホームおよび就労系障害福祉サービスの質の確保、情報公表制度、運営指導・監査の重要性 ・意見申出制度の活用	・県自立支援協 (行政部会)	
難病対策推進協議会	難病対策推進協議会			難病患者への支援の充実				難病対策推進協議会	
●【小委員会】障害児 (教育) 県自立支援協 (福祉就労教育連携委員会)		ともに育ち・学ぶ	重症心身障害児や医療的ケア児、難聴児に対する支援体制の強化 ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化 切れ目のない指導・支援 教育と福祉の連携推進	教育の振興	④VII 障害児支援の提供体制の整備等 ・重層的な地域支援体制の構築及びインクルージョンの推進 ・重症心身障害児に対する支援 ・医療的ケア児等に対する支援 ④VIII 障害児支援の提供体制の整備等 ・障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保 ④ 障害児支援の提供体制の整備等 ・強度行動障害を有する障害児に対する支援	・インクルージョン推進のための協議の場の設置 ・保育所等における障害児の受入れ体制の整備状況	・中核拠点型または面的整備型により4つの中核機能の確保 ・児童発達支援センター等における重症心身障害児の受入体制の確保 ・医療的ケア児支援センターが医療的ケア児等の支援ニーズを把握した上で総合的な支援体制を推進	●【小委員会】障害児 (教育)	
・県自立支援協 (就労部会)	・障害者就労ネットワーク事業の協議の場	ともに働く	雇用の場の確保および拡充 就労移行支援と職場定着支援の充実 就労収入の向上 働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワーク	雇用・就業、経済的自立の支援	③IV 福祉施設から一般就労への移行等	・障害児相談の「のぞまないセルフプランの解消」について記載	・保険、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図り、ライフステージを通じた伴走的な相談支援の体制を確保 ・県が地域の実情に応じた創意工夫の下で研修の充実や人材育成を進めていくことの重要性	・就労選択支援の積極的な利用を促すため、体制確保に努めること (協議会の設置圏域ごとの就労選択支援事業所の設置に関する成果目標を設定)	・障害者就労ネットワーク事業の協議の場
・県スポーツ推進審議会 ・文化芸術活動推進計画等を活用	・県スポーツ推進審議会 ・県障害者文化芸術活動推進計画懇話会	ともに活動する	障害のある人のスポーツの推進 障害のある人の文化芸術活動の推進 障害のある人の読書活動の推進 障害のある人の本人活動や交流への支援	文化芸術活動・スポーツ等の振興	○障害者スポーツによる社会参加等の促進			・県スポーツ推進審議会 ・県障害者文化芸術活動推進計画懇話会 ・「滋賀県読書バリアフリー計画」検討懇話会	
				行政等における配慮の充実 国際社会での協力・連携の推進					

丸数字：成果目標
 ローマ数字：活動指標
 ○上記以外の主な事項